

Q2 簡易裁判所の手続で、裁判所が間に入って、話し合いでトラブルを解決する手続を民事〇〇手続という。

A 民事和解手続 B 民事調停手続 C 民事仲介手続

正解

B



民事調停手続は、裁判官と民間から選ばれた2人以上の調停委員で組織される「調停委員会」が間に入って、相手方との話し合いでトラブルを解決する手続で、簡易裁判所でとりあつかっているよ。

- ①手続が簡易、②円満な解決ができる、③費用が安い、④秘密が守られる、⑤早く解決できる、といった特徴があるよ。

詳しくはこちらをクリック(リーフレット「ご存じですか？簡易裁判所の民事調停」へリンク)  
(PDF:679KB)